

(四) 学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

(イ) 修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

本大学院工学研究科の修士課程は平成5年度に開設された。平成5年度年度～平成15年度までの学位授与者数の推移を表4-4に示す。開設当初の学位授与数が入学定員を下回るのは当然であるが、平成9年度～12年度にも学位授与数の減少が見られる。平成13年度以降になって、本大学院の充実と共に学内外の知名度も次第に高まり、学位授与数は入学定員を上回り、増加傾向にある。しかし、休学者、退学者そして所定の在籍期間で学位を授与されない者が最近見え始めてきた。今後早急に、休学、退学理由を分析すると共に、大学院生の研究意欲を高める方策を考えなければならない。

表4-4 修士課程(平成5年開設)における学位授与数の推移

年度(平成)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
入学定員	32	42	50	50	50	50	50	50	50	50	50	58
在籍者数	26	89	123	102	102	110	101	123	138	133	132	128
学位授与数	0	25	62	52	41	53	47	46	61	62	57	-

本大学院工学研究科の博士後期課程は平成11年度に開設された。表4-5に平成11年度～平成16年度までの学位授与者数の推移を示す。開設の2年後から博士(工学)の学位授与が始まり、毎年1～2名の学位授与が着実に進んでいる。平成13年度以降、在籍者数は入学定員の3倍程度であり、収容定員は一応充足されている。しかし、学位授与率は入学定員の25～50%である。このことは単位取得後満期退学あるいは中途退学をする大学院生がかなり存在することを示している。中途退学の理由には経済的な問題があるが、学位授与率が低迷している事実を各指導教員は謙虚に受け止めて、教育・研究指導の向上に努めなければならない。

表4-5 博士後期課程(平成11年開設)における学位授与数の推移

年度(平成)	11	12	13	14	15	16
入学定員	4	4	4	4	4	4
在籍者数	5	9	10	10	12	13
学位授与数	0	0	2	2	1	1* (2004年9月30日現在)

福岡工業大学大学院学則第 41 条には学位授与方針・基準が述べられている。すなわち、同条第 1 項には、「前条に規定する課程修了の要件を満たした者に対して、修士課程は「修士（工学）」、博士後期課程は「博士（工学）」の学位を授与する。」、同条第 2 項には、「博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づき学位論文を提出して学位論文の審査と試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有する者と認めるときは、研究科委員会の承認を経て、学長が学位を授与することが出来る。」と記述されている。以下に学則第 41 条の具体的な内容を述べる。

修士課程の学位授与方針・基準としては、課程修了の要件を満たした者、すなわち、修士課程に 2 年以上在学して必要単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて特別研究を行った者に対して、学位（修士）論文の審査および最終試験を行う。ただし、特に優秀であり顕著な業績をあげた学生については修士課程に 1 年以上の在学をもって、学位（修士）論文を作成・提出して、その審査および最終試験を受けることができる。すなわち、在籍年数を短縮して修了することが可能な早期修了制度を設けている。したがって、課程を満期修了した大学院生への妥当な基準による学位授与のみならず、優秀な研究業績を結実した大学院生への優遇的な学位授与にも配慮がなされており、本大学院の学位授与基準は適切であるといえる。

(ロ) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

博士後期課程の学位授与方針・基準としては、課程修了の要件を満たした者、すなわち、博士後期課程に 3 年以上在学して必要単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて特別研究を行った者に対して、学位論文の審査および最終試験を行う。ただし、特に優れた研究業績をあげたと認められた者については、1 年（または 2 年以上）在学すれば在学期間は足りるものとする。また、博士後期課程の修了要件を満たさない者で、独創的な研究を活発に行い、かつ博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有すると認めるときは、学位（博士）論文を作成・提出して、その審査および最終試験を受けることができる。したがって、本大学院の博士後期課程に入学した場合には、課程を満期修了した大学院生に対する妥当な基準による学位授与のみならず、特に優秀な研究業績を实らせた大学院生には在籍期間短縮という優遇的な学位授与が制度化されている（課程博士）。また、博士後期課程の修了要件を満たさない者に対しても授与基準を設けており、学外からの学位審査希望者に対応することが出来る（論文博士）。以上より、本大学院の学位授与方針・基準は現在のところ適切であるといえる。

本大学院の修士課程および博士後期課程における学位審査は、「福岡工業大学大学院学位規程」に基づいて行われる。大学院の修士課程を修了した者に修士（工学）の学位を、博士後期課程を修了した者に博士（工学）の学位を授与する。本大学院学則第 40 条による審査のための学位論文は、所定の期日までに指導教員の承認を得て、研究

科委員会に提出される。学位審査の透明性および客観性を高めるために、研究科委員会は、学位論文の審査申請を受理したとき、修士課程においては指導教員（主査）を含む3名以上、博士後期課程においては指導教員（主査）を含む4名以上の教員を選出し、学位審査委員会を組織する。この場合、研究科委員会の承認を得たうえで、他大学大学院専任教員を審査委員とすることができる。この学位審査委員会は学位論文の審査および最終試験に関する事項を担当する。学位論文の審査は学位審査委員会によって慎重に行われ、最終段階で公聴会を行うものとする。最終試験は、学位論文の内容を中心として、学識、研究能力等について筆記又は口頭により行われる。ついで学位審査委員会は、学位論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、その報告に基づき可否を審査して決定する。この審査にあたっては、研究科委員会構成員の4分の3以上の出席を必要とし、決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

博士の学位を授与したときは、学長はその旨を文部科学大臣に報告するものとする。また、学長は、博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、授与された者の学位論文の要旨及び学位論文の審査結果の要旨を公表するものとする。さらに、博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。このように、学位の審査は研究科委員会の構成員全員による合議制で公正に行われ、かつその結果は学内外に情報公開されているので、本大学員の学位審査は透明性、客観性が高く、適切であるといえる。

（2）課程修了の認定

福岡工業大学大学院学則第40条第1項には、「修士課程修了の認定は、大学院に2年以上在学し、第33条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者について、学位論文の審査および最終試験によって行う。」、第2項には、「前項に拘らず、特に優秀であり顕著な業績をあげた学生については、1年以上の在学をもって課程修了の認定を行うことができる。」、第3項には、「博士後期課程の修了の認定は、3年以上在学し、第33条第5項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験によって行う。」、第4項には、「前項に拘らず、特に優れた研究業績をあげたと認めた者については、1年（第2項による在学期間をもって修士課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。」、第5項には、「論文審査等については、別に定める。」と記されている。

他大学院と同様に本大学院修士課程においても、学業成績が極めて優秀で、かつ顕著な研究業績を挙げた学生に対して標準修業年限未満で課程修了の認定を行うことができる規定を定めているが、今日までこの規定に該当する者は出ていない。このような措置の適切性、妥当性には問題はないように思われる。「特に優秀であり顕著な業績をあげた学生」の判定に関して、具体的な選考規定を今後考えていく必要がある。博士後期課程に関し

ては、標準修業年限 3 年のところ 1 年以上在学して、「特に優れた研究業績をあげたと認められた者」に対して、修了の認定を行い、かつ学位を授与した該当者が 2 名出ている。この該当者は今後増える傾向にあると思われる。したがってこのような措置の適切性、妥当性には問題はないと考えられる。